

浄化槽の廃止に伴う最終清掃の実施について

公共下水道・農業集落排水処理施設への接続、既設浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に伴い、浄化槽を廃止・撤去する場合、下記事項に十分留意されるようお願いいたします。

なお、浄化槽法等関係法令に抵触する事案が判明した場合、市として、厳正に対処しますので、関係法令の一層の徹底に向け、御協力のほどお願いいたします。

1 浄化槽の最終清掃

公共下水道・農業集落排水処理施設への接続、既設浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に伴う浄化槽の解体処分に当たっては、既設浄化槽内のうわ水・汚泥の処分を含めた清掃を実施の上、浄化槽の廃止手続きを行うことが必要です。

浄化槽の清掃については、うわ水・汚泥が一般廃棄物に該当するため、次の浄化槽清掃業許可業者へ必ず依頼し、浄化槽清掃記録カード（別紙1）の交付を受けてください。この浄化槽清掃記録カードは、浄化槽の廃止手続きとして、浄化槽使用廃止届出書（別紙2）を下水道計画課に提出する際必要となりますので、大切に保管してください。

なお、無許可の業者が浄化槽の清掃を実施することや、浄化槽の汚泥を河川・公共下水道等へ放流し、又は地下へ浸水させることは、関係法令に違反する行為となります。

地区名	浄化槽清掃業許可業者名	住所	電話番号
水戸地区	新生環境整備（株）	水戸市浜田2丁目	029-221-7525
	富士企業（株）	水戸市見川町	029-243-2363
	（有）水戸環整センター	水戸市見川4丁目	029-241-1821
常澄地区	（有）クロサワクリーンサービス	大洗町磯浜町	029-267-2927
	常陽資材（株）	水戸市元石川町	029-248-0505
	（株）山本環境開発	大洗町磯浜町	029-267-4419
内原地区	（有）茨城友清	水戸市鯉淵町	029-259-4817
	（株）セイコー	水戸市鯉淵町	029-259-3268

2 浄化槽使用廃止届出書の提出（令和5年4月1日以降提出分）

公共下水道・農業集落排水処理施設への接続に伴う排水設備工事の完了後は、浄化槽清掃記録カードの写しを添付の上、浄化槽使用廃止届出書（3部）を市下水道計画課へ提出してください。

また、既設浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び建物の解体に伴う浄化槽の撤去工事後は、浄化槽清掃記録カードの写しを添付の上、浄化槽使用廃止届出書（2部）を市下水道計画課へ提出してください。

※ 関係法令等

区 分	関係法令等	違反した場合
1 無許可の業者が浄化槽の清掃を行うことはできない。	浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（浄化槽法第 35 条）。	1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金
2 無許可の業者が浄化槽の汚泥等を収集・運搬することはできない。	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条）。	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
3 浄化槽の汚泥等を河川・公共下水道へ放流し、又は地下へ浸水させてはならない。	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条）。	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
	処理区域内において、公共下水道にし尿を排除しようとするときは、水洗便所によらなければならない（水戸市下水道条例第 10 条）。	5 万円以下の過料
4 浄化槽の使用を廃止してから 30 日以内に届け出なければならない。	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（浄化槽法第 11 条の 2）。	5 万円以下の過料

○問合せ先

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
 水戸市役所本庁舎 6 階
 水戸市上下水道局下水道部
 下水道計画課普及係
 TEL 029-350-8508

様式第5号

浄化槽清掃記録カード

清掃実施日時：平成 年 月 日 (□AM □PM :) 立会者



使用者名： (施設名称)		設置場所： (住所)	
管理者名：		メーカー及び 型式名：	
処理 方式	<input type="checkbox"/> 合併	<input type="checkbox"/> 嫌気ろ床接触ばっ気 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 担体流動方式
	<input type="checkbox"/> 単独	<input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気 <input type="checkbox"/> 分離ばっ気 <input type="checkbox"/> 全ばっ気 <input type="checkbox"/> その他()	
作業内容			
<input type="checkbox"/> 一次処理装置 (汚泥貯留部)	<input type="checkbox"/> 第1室 <input type="checkbox"/> 第2室(引抜量 <input type="checkbox"/> 全量 <input type="checkbox"/> 適正量 %)		
<input type="checkbox"/> 二次処理装置 (生物処理)	<input type="checkbox"/> 生物処理槽(□全量 □適正量 %) (<input type="checkbox"/> 担体流動槽 <input type="checkbox"/> 接触ばっ気槽 <input type="checkbox"/> ばっ気槽 <input type="checkbox"/> その他())		
	<input type="checkbox"/> 処理水槽・沈殿槽(□全量 □適正量 %)		
	<input type="checkbox"/> 消毒槽		
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 三次処理装置 <input type="checkbox"/> 単位装置() <input type="checkbox"/> 付属機器()		
<input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 流入管きよ <input type="checkbox"/> 流入マス <input type="checkbox"/> 放流管きよ <input type="checkbox"/> 放流マス <input type="checkbox"/> 原水ポンプ槽 <input type="checkbox"/> 放流ポンプ槽 <input type="checkbox"/> 中継ポンプ槽 <input type="checkbox"/> その他()		
<input type="checkbox"/> 張り水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 処理場水 <input type="checkbox"/> 洗浄水 <input type="checkbox"/> その他		
浄化槽の異常	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> 通水 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> その他		
搬出浄化槽汚泥 の処分先		汚泥引抜量： (m ³ ・1)	
特記事項			
保守点検業者名		清掃業者名	
前回清掃実施日	平成 年 月 日	所在地 電話番号	
次回清掃予定	平成 年 月 日	許可番号	
		担当者名	

浄化槽使用廃止届出書

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

届出者
住所 〒

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理欄	

(注意)

- ※欄には、記載しないこと。
- 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。

【水戸市内の場合】浄化槽清掃について、実施した業者に○をつけること。

	旧水戸地区	旧常澄地区	旧内原地区
許可業者	新生環境整備(株)	(有)クロサワクリーンサービス	(有)茨城友清
	富士企業(株)	常陽資材(株)	(株)セイコー
	(有)水戸環整センター	(株)山本環境開発	
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。